

第 6 期消費者教育推進会議検討スケジュール（案）

日 程	審議事項等
令和 5 年 11 月 29 日	（第 36 回） ・ 会長選出等 ・ 今期の消費者教育推進会議の検討スケジュール（案） ・ 国における消費者教育の取組（１）（報告） ・ 「消費者力」の育成・強化について（報告）
令和 6 年 2 月	（第 37 回）デジタル化に対応した消費者教育の推進について ・ デジタル化に対応した消費者教育の取組 ・ 国における消費者教育の取組（２）（報告） ・ 関係団体等における消費者教育の取組（報告） ・ 「消費者力」の育成・強化について（報告）
令和 6 年 7 月	（第 38 回）地域における体系的な消費者教育の推進について ・ 地域における体系的な消費者教育の取組 ・ 国における消費者教育の取組（３）（報告） ・ 関係団体等における消費者教育の取組（報告） ・ 「消費者力」の育成・強化について（報告）
令和 6 年 10 月	（第 39 回）消費者市民社会とエシカル消費の推進について ・ 消費者市民社会とエシカル消費に関する取組 ・ 国における消費者教育の取組（４）（報告） ・ 関係団体等における消費者教育の取組（報告） ・ 「消費者力」の育成・強化について（報告）
令和 7 年 2 月 ～ 9 月	本会議を 3 回程度開催し、第 6 期の課題について適宜取り上げる。

第5期消費者教育推進会議における審議の概要等及び
今後の消費者教育推進会議における検討課題について（抜粋）

4. 次期推進会議における課題

（略）

第6期推進会議においては、新たな基本方針に定められた四つの基本的視点を踏まえつつ、以下の事項等について議論を行うことが期待されている。

（1）デジタル化に対応した消費者教育の推進

基本方針において、著しいデジタル化の進展への対応について見直しを図ったところ、これらの実効性を確保するとともに、技術革新による大きな変化により消費者のぜい弱性がますます高まっていることを踏まえつつ、デジタル化に対応した消費者教育について、障害者等の対象に応じた教材開発・活用、担い手の育成、情報提供等継続的に検討していくことが必要である。

（2）地域における体系的な消費者教育推進のための更なる体制整備

これまで、消費生活センターの拠点化、地域の特性に応じた消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育コーディネーターの配置・育成の促進等が進められ、一定の成果を上げてきたところであるが、多様な消費者の特性を踏まえた細やかな対応や、地域社会の見守り活動や企業、関係機関等との連携による一層の実効性確保及び支援方策等を検討し、更なる体制整備を図っていくことが必要である。

（3）「消費者市民社会」の構築に向けた消費者教育

基本方針の基本的視点に掲げられた「消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進」、「消費者市民社会の一員としての行動の促進」について、SDGs達成を推進する機運の高まりや消費者を取り巻く環境の変化等を受け、消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成に向けた消費者教育の重要性が一層高まっており、消費者市民社会の理解促進や、エシカル消費の普及啓発等の効果的な手法、担い手への支援方策等、引き続き検討する必要がある。

（4）「消費者力」の育成・強化に向けた方策

ワーキングチーム取りまとめに基づき開発する新たな教材を、悪質商法等による被害を未然防止するために、より実践的な「消費者力」を育成・強化することができる教材とするように、また、各自治体の教育委員会等を含む関係機関が連携しつつ、学校や大学等の教育関係者、地域社会等の消費者教育の担い手、自学等における効果的な普及・活用促進を図るために、引き続き内容や活用方策を検討していく必要がある。